

第百三回 参議院 商工委員会 會議録 第四号

昭和六十年十二月五日(木曜日)
午後四時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

下条進一郎君

前田 勲男君

松岡満寿男君

福岡 知之君

市川 正一君

委員

大木 浩君

佐藤栄佐久君

斎藤栄三郎君

降矢 敬義君

松尾 官平君

梶原 敬義君

田代富士男君

伏見 康治君

木本平八郎君

渡辺 秀史君

村田敬次郎君

児玉 幸治君

鎌田 吉郎君

野々内 隆君

島山 襄君

野村 静一君

事務局長
常任委員会専門員

資源エネルギー庁
石油部長

資源エネルギー庁
資源部長

資源エネルギー庁
資源部長

本日の會議に付した案件
○特定石油製品輸入暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○適合審査会に関する件

○委員長(下条進一郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
特定石油製品輸入暫定措置法案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。村田通商産業大臣。

○國務大臣(村田敬次郎君) 特定石油製品輸入暫定措置法案につきましては、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。
石油は、我が国一次エネルギーの約六割を占める重要物資であり、その安定供給の確保は我が国エネルギー政策の根幹をなすものであります。

我が国は、石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図るとの観点から、原油を輸入し、国内で精製し、製品にして供給する方式、いわゆる消費地精製方式を基本として採用してまいりましたが、他方、その補完として石油製品の輸入を進めてきております。現在、輸入は重油、ナフサ、LPGの三油種について行われており、我が国の輸入量は米、西独に次ぎ世界第三位にあり、内需に占める輸入の比率も二〇%弱で欧米諸国と遜色のない水準となっております。

しかしながら、この他の油種、すなわちガソリン、灯油、軽油については、輸入が行われないできております。その理由としては、第一に、これまでこれらの油種については国際的に貿易の規模が小さく、量的にも価格的にも供給が不安定であること、第二に、ガソリン等の輸入がふえればその国内生産が減るため、石油製品の連産品としての特性から他の油種の供給もあわせて減るおそれがあること、第三に、粗悪な品質の製品が流入し

た場合の問題が大きいことなどによるものであります。

しかるに、近年、国際石油情勢が緩和基調で推移しているもとにおいて、ガソリン等の石油製品貿易も拡大する傾向にあり、特に、中東における輸出用製油所の完成等により中東産油国からの輸出は今後増大するものと予測されております。これをいかに円滑に輸入するかは現在石油消費国各国共通の課題となっており、特に我が国に対する輸出圧力は近年とみに強くなってきております。こうした状況を踏まえ、本年七月の国際エネルギー機関閣僚理事会においては、「供給の安全保障に留意しつつ、市場機能を基本として円滑に石油製品が流通する条件を創出すべし」との趣旨のコミニケが取りまとめられたところであります。

また、本年七月の臨時行政改革推進審議会答申においては、「所要の条件整備を行った上で漸進的国際化を図っていくべきである」との趣旨の指摘も行われております。

こうした内外情勢を踏まえ、石油製品輸入問題について検討を行ってきた石油審議会では、本年九月に中間報告を取りまとめ、本問題についての対応につき提言がございました。その内容としたしましては、第一に、安定供給の基本となる消費地精製方式を基本としつつ、市場機能を尊重して、国際協調の観点から石油製品輸入の調和ある拡大を図ること、第二に、これまで輸入が行われないでいたガソリン等についても、時機を逸することなく、輸入の道を開くこと、第三に、輸入の道を開くに際しては、石油製品輸入と国内精製との弾力的な選択、組み合わせによって需給の変動に対応し得ること、消費者利益のため十分な品質確保能力を有すること、緊急時のための備蓄を確保し得ること等の要件を充足する輸入主体による輸入を推進することとなっております。同報告は、欧米各国から高い評価を受けており、同報告に沿っ

て条件整備が急がれ、ガソリン等の輸入が早期に実現されることが国際的にも強く期待されております。本法律案は、かかる観点から適格な輸入主体を登録に係らしめる等の暫定措置を講ずることにより、市場機能を尊重しつつガソリン等の輸入を開始させようとするものであります。

次に、この法律の要旨につきまして御説明申し上げます。
第一は、用語の定義であります。この法律案における基本的用語である「特定石油製品」の定義を置くこととしております。
第二は、特定石油製品輸入業者の登録についてであります。特定石油製品の輸入の事業を行おうとする者は、通商産業大臣の登録を受けなければならぬものとしております。登録の要件としては、石油製品輸入と国内精製との組み合わせが図り得ること、貯蔵を行い得ること、品質調整を行い得ることの三点としております。

第三は、品質に関する勧告であります。特定石油製品輸入業者が輸入し販売しようとする特定石油製品の品質が使用者の需要に適合していないと認めるときは、品質の確保に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができるとしてしております。

第四は、特定石油製品輸入業者の努力であります。国際的な石油製品市場の動向にに応じて特定石油製品の円滑な輸入に努めることを求めています。

第五は、本法は、内外の石油情勢の見通しが不透明であることを踏まえ、恒久的措置としてではなく、五年間の暫定措置法としてしております。以上のほか、登録を受けないで輸入の事業を行った者に対する罰則に関する規定等の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、本法律案附則第二項中「昭和六十六年三月三十一日」を「昭和七十二年三月三十一日」に改める旨衆議院において修正されており、御報告いたします。

○委員長(下条達一郎君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員渡辺秀央君から説明を聴取いたします。渡辺君。

○衆議院議員(渡辺秀央君) 特定石油製品輸入暫定措置法案の衆議院における修正について御説明申し上げます。

御承知のとおり、本案は、最近における石油製品貿易の拡大傾向に対応し、石油製品輸入の円滑化を図るため、必要な暫定措置を講ずるものであります。言うまでもなく石油は、我が国経済社会にとって不可欠の重要物資であり、その安定供給を確保することが石油政策の最も重要な課題であります。現在、石油需給は緩和と基調で推移しておりますが、中長期的な見通しは、本案の審査過程における政府の答弁でも明らかなように、不透明であります。

このような石油政策上の要請や石油情勢を勘案いたしますと、本案による石油製品につきましても、秩序ある輸入を確保することが必要であります。また同時に、構造改善の途上にある石油産業が、円滑かつ安定的に石油製品輸入を行うようにすることが必要であり、地域経済や雇用への影響、ひいては産業活動、国民生活全般への影響がないようにすることが必要であります。

このような観点からいたしますと、本法の廃止期限を昭和六十六年三月三十一日とする政府原案では、暫定措置とはいえずに過ぎ、石油製品を円滑かつ安定的に輸入し、その供給を確保していくには不十分であります。

このため、本法の廃止期限を五年間延長し、昭和七十二年三月三十一日に改めることが必要であります。

以上、発言申し上げます。以上で説明聴取は終わりました。

○委員長(下条達一郎君) 以上で説明聴取は終わりました。

○委員長(下条達一郎君) 以上で説明聴取は終わりました。

○委員長(下条達一郎君) 次に、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案について、内閣委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下条達一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下条達一郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十一分散会

十二月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、特定石油製品輸入暫定措置法案

(小字及び一は衆議院修正)

特定石油製品輸入暫定措置法案
特定石油製品輸入暫定措置法

(趣旨)

第一条 この法律は、最近における石油製品貿易をめぐる国際環境の著しい変化等に対応し、特定石油製品の輸入を円滑に進めるため、特定石油製品の輸入の事業に関し必要な暫定措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「特定石油製品」とは、揮発油、灯油及び軽油をいう。

(登録)

第三条 特定石油製品の輸入の事業を行おうとする者は、通商産業省令で定めるところにより、特定石油製品の種類ごとに、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の資格条項)

第四条 次の各号の一に該当する者は、前条の登録を受けることができない。

一 前条の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第八条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

(登録の基準)

第五条 通商産業大臣は、第三条の登録の申請が次の各号に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 申請に係る特定石油製品の輸入量が変動した場合にその他の石油製品(石油業法(昭和三十七年法律第二百二十八号)第二条第二項の石油製品をいう。)の生産量に影響を及ぼすこととなく当該特定石油製品の生産量を変更するために必要な設備として通商産業省令で定める設備を有すること。

二 申請に係る特定石油製品若しくは原油を貯蔵するために必要な施設であつて通商産業省令で定める基準に適合するものを有すること

又はこれに準ずるものとして通商産業省令で定める要件に適合する措置が講じられていること。

三 申請に係る特定石油製品で輸入されるものについてその品質を調整し当該特定石油製品の使用者の需要に適合させるために必要な設備として通商産業省令で定める設備を備えていること。

第六条 第三条の登録を受けた者(以下「特定石油製品輸入業者」という。)について相統又は合併があつたときは、相統人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その特定石油製品輸入業者の地位を承継する。ただし、当該相統人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第四条各号の一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により特定石油製品輸入業者の地位を承継した者は、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(事業の廃止の届出)

第七条 特定石油製品輸入業者は、当該特定石油製品の輸入の事業を廃止したときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(登録の取消)

第八条 通商産業大臣は、特定石油製品輸入業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第五条各号の一に適合しなくなつたとき。

三 不正の手段により第三条の登録を受けたとき。

(品質に関する勸告)

第九条 通商産業大臣は、特定石油製品輸入業者が輸入した特定石油製品で販売しようとするものの品質が当該特定石油製品の使用者の需要に適合していないと認めるときは、当該特定石油製品輸入業者に対し、その輸入に係る特定石油製品の品質の確保に關し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(特定石油製品輸入業者の努力)

第十条 特定石油製品輸入業者は、国際的な石油製品市場の動向に応じて特定石油製品の円滑な輸入に努めなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十一条 通商産業大臣は、この法律の施行に必

要な限度において、特定石油製品輸入業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定石油製品輸入業者の事務所又は事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(石油業法の特例)

第十二条 石油業法第十二条第一項及び第十四条の規定は、特定石油製品の輸入の事業については、適用しない。

2 特定石油製品輸入業者に係る石油業法第十二条第二項及び第三項、第十五条第一項並びに第二十一条の規定の適用については、特定石油製品輸入業者は、同法第十二条第二項に規定する石油輸入業者とみなす。

(罰則)

第十三条 第三条の登録を受けずに特定石油製品の輸入の事業を行った者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項又は第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十一条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(廃止)

2 この法律は、昭和六十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

(罰則に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした石油業法第十二条第一項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

4 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十三号の二を第三十三号の三とし、第三十三号の次に次のように加える。

三十三の二 特定石油製品輸入業者の登録	登録件数	一件につき 十五万円
特定石油製品輸入者登録 法(昭和六十年法律第 号)第三十三号の二 石油製品輸入業者の登録	登録件数	一件につき 十五万円

昭和六十年十二月九日印刷

昭和六十年十二月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局